



文京区の 中小企業向け支援制度

文京区経済課

持続可能性向上設備支援補助金 (生産性向上)

区内中小企業が生産性向上につながる設備投資について補助を行います。

【補助率】

生産性向上に資する設備等の導入費用の2/3かつ上限50万円（高機能換気設備を導入する場合は4/5かつ上限50万円）

※申請者がISO14001（環境マネジメントシステム）の認証を取得している場合は、上限額を100万円に引き上げます。

【補助にあたって】

・中小企業等経営強化法に基づいて「先端設備等導入計画」を作成し、文京区の認定を受けていることが必要です。

持続可能性向上設備支援補助金(省エネ)

区内中小企業の省エネにつながる設備投資について補助を行います。
令和6年度では、補助条件を以下のとおり改正いたします。

- ① 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する「省エネ最適化診断」を行った場合でも補助対象となり、最適化診断に要した費用を区が補助いたします。
- ② 補助対象事業がLED照明の設置のみである場合は、「省エネ診断」及び「省エネ最適化診断」のいずれも不要となります。

【補助率】

- ① 省エネを目的とした設備の設置費用の一部補助を行います。
設備設置費用の2/3かつ上限50万円（高機能換気設備を導入する場合は4/5かつ上限50万円）
※申請者がISO14001（環境マネジメントシステム）の認証を取得している場合は、上限額を100万円に引き上げます。
- ② 省エネルギーセンターが実施する「省エネ最適化診断」を受診した場合は、1万6,500円を上限に診断に要した費用を補助します。

【補助にあたって】

・事前にクール・ネット東京が実施する「省エネ診断」又は一般財団法人省エネルギーセンターが実施する「省エネ最適化診断」を受診することが必要です。

知的財産権取得費補助金

区内中小企業者を対象に、知的財産権を取得する際にかかる経費の一部を最大30万円まで補助します。

【対象となる知的財産権】

・特許権 ・実用新案権 ・意匠権 ・商標権

【補助率】

補助対象経費の2/3以内の額（上限30万円）

【補助対象経費】

①出願料 ②出願審査請求料または技術評価請求料 ③特許料または登録料
④弁理士または弁護士に対する報酬 ⑤先行技術調査にかかる経費 ⑥その他

【受付期間】

令和6年4月1日（月）から随時受付（予算額に達し次第、受付終了）

※出願日から2年以内にご申請ください。

詳細は区ホームページ等をご確認ください。

各種認証取得費等補助事業

区内企業の海外進出支援や信用力の強化を目的として、各種認証の取得にかかる費用の一部を補助します。

令和6年度からはエコアクション21認証（※注1）、エコステージ認証（※注2）を補助対象に加え補助します。

※(注1)エコアクション21認証…環境省が定める環境マネジメントシステムに関する規格に適合していることについての一般財団法人持続性推進機構による認証

※(注2) エコステージ認証…一般社団法人エコステージ協会が定める環境マネジメントシステムに関する規格に適合していることについての認証をいう。

【補助率】

・各種ISO認証、FDA認証、NMPA認証、MFDS認証、CEマーク、エコアクション21認証、エコステージ認証（ステージ2以上）の取得に要する経費

補助率1/3（上限50万円）

・各種ISOの更新、Pマークの取得に要する経費

補助率1/3（上限30万円）

・Pマークの更新に要する経費

補助率1/3（上限20万円）

※詳細は区ホームページ等をご確認ください。

補助金

オンライン展示会も対象

4/1～先着順受付

展示会等出展費用補助事業

2024年度に開催する国内外の見本市、産業交流展、展示会等に出展する際にかかる出展料の一部を補助します。
※オンライン上で開催する展示会等も対象となります。

【補助率】

国内展示会等の出展料の1/2 （上限10万円）

海外展示会等の出展料、現地通訳費、輸送費の1/2
（上限30万円）

※オンライン展示会の場合、主催団体の運営事務局の所在地をもって国内・国外を判断します。

※補助要件等の詳細は、区HPをご覧ください。

補助金

拡充

募集期間7/1～8/30

イノベーション創出支援事業

区内中小企業または大学発ベンチャー企業が取り組む新製品・新技術の開発について、事業に要する経費の一部を補助します。（補助対象者は審査の上決定します。）令和6年度からは補助対象経費に知的財産権の出願に係る経費を加えるとともに、補助対象事業を拡充します。

【補助対象経費・補助率】

2024年4月1日から2026年2月28日までの間に、補助対象事業に支出した以下の経費

- ①開発に係る経費（補助率3分の2かつ上限200万円）
- ②知的財産権の出願に係る経費（補助率3分の2かつ上限30万円）

【補助対象事業】

- ①Society5.0の実現を推進する事業
- ②先端技術の導入により地域産業を活性化する事業（拡充）
- ③GXの実現を推進する事業（拡充）
- ④感染症の検査、診断等感染症の拡大防止に係る事業



補助金

新設

スタートアップ支援事業補助金

区内スタートアップ企業を対象に、事務所等の家賃補助や経営相談などを行います。

【支援内容】

- ①家賃補助：事務所等の月額賃借料の2分の1（※月額50,000円を限度）×12か月分
- ②専門家による経営相談：中小企業診断士を3年間無料で派遣します。

【対象者】(1)、(2)の両方を満たす必要があります。

- (1)創業5年以内又は大学の創業支援施設から区内に事業所を移転して1年以内の者であること。
- (2)大学が有する研究成果若しくは特許を活用し、又は大学と共同研究等を行った者であること。

【補助対象事業】

- ①先端的な技術等に基づく事業
- ②地域課題や社会課題の解決を図る事業

【受付期間】

決定次第、区HPにてお知らせします。

※補助対象者は、審査会で審査の上、決定いたします。

※上記内容は予定であり、変更となる場合があります。

区制度融資あっせん・利子補給

区内中小企業の皆様が事業経営の安定や経営基盤の強化に必要な設備の導入等を図る際に必要な事業資金の融資を低利で受けられるよう、取扱金融機関に対して、区が融資あっせんを行い、金融機関で融資が実行された場合は、利子の一部を補給します。

【現下の経済変動に対応するための特別融資メニュー】

| 融資名 | 融資限度額 | 年利率 | | | 返済期間 (元金据置期間) | 信用保証 |
|------------------------------------|--|------|-------|------|------------------|--------------------------|
| | | 契約利率 | 区利子補給 | 本人負担 | | |
| 現下の経済変動に対応するための緊急資金[運転] | 1,500万円以内 | 1.7% | 1.7% | 0% | 8年以内 (24か月含む) | 東京信用保証協会による信用保証が必要となります。 |
| 現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換資金[運転・設備] | 2,000万円以内 | | | | | |
| あっせん条件 | ①創業して1年以上の場合は、融資あっせん申込日を基準とした直前3月間又は1年間の売上高(営業利益)が、前年同期の売上高(営業利益)と比較して15%以上減少しているもの。 ②創業して1年未満の場合は、融資あっせん申込日を基準とした直前の1月間の売上高(営業利益)が、その1月間を含む直前の3月間の平均売上高と比較して減少しているもの | | | | | |

※その他融資メニューの詳細については、区ホームページ等をご確認ください。

【受付場所】：東京商工会議所文京支部（シビックセンター地下2階）

中小企業人材強化支援事業補助金

事業活動の拡大やDXの実現に向けて、従業員を対象とした「リスクリング※」に取り組む場合に、専門的な資格取得にかかる費用の一部を補助します。

※リスクリング・・・今後の事業戦略や将来像を見据え、企業が事業の成長・変革に必要になると考えられる職業能力を従業員に習得させること

【補助率】

資格取得のための教育課程・講座等の受講料、資格試験の受験料等に関する経費の**1/2**（上限**10万円**）

【補助対象となる資格】

中小企業者の事業活動の拡大又はDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現に資するものであることが必要です。

リカレント教育課程等受講料助成金

学び直しのために受講するリカレント教育課程の受講料の一部を助成します。
令和6年度から、単年度受講・複数年度受講に関わらず、一律受講前に申請が必要となります。

*リカレント教育・・・何歳になっても新たに学び、社会で活躍・貢献する機会を得ることを目的とした教育

【対象者】* 65歳未満の文京区民で、以下のいずれかに該当する方

- ・ 個人で事業を営んでいる方（個人事業主）
- ・ 就労経験があり、現在は就労していない方
- ・ 非正規雇用（期間の定めのある雇用契約）で就業中の方

【助成対象】

受講開始から2年以内に修了する、国や地方自治体、民間教育機関等が実施する人材の育成、職業能力の習得等につながる教育課程・講座
（* 入試の検定料や入学金は助成対象外）

【助成額】受講料の 2分の1

* 助成上限あり（月額1万円×受講期間の月数）

人材獲得支援

文京区人材確保支援事業

区内中小企業等における人材確保を支援するため、2024年度に次の事業を実施する予定です。

①中小企業ダイバーシティ 人材採用促進事業

- ・区内中小企業へ就職を希望する「就職氷河期世代」、「女性(年齢制限なし)」、日本女子大学の「リカレント教育課程受講者」との採用マッチング支援
- ・企業向け採用戦略セミナー
- ・インターンシップ又は職場見学

②ミニ就職面接会（ハローワーク飯田橋共催）

- ・求職者と区内中小企業（1～2社）による就職面接会（年8回開催）
 - 「ミニ就職面接会」5回
 - 「仕事と家庭の両立支援ミニ就職面接会」2回
※託児サービス付き
 - 「シニア就職面接会」1回

③「文の京」若年者向け就職面接会（ハローワーク飯田橋共催）

- ・求職者と区内中小企業（8社程度）による合同就職面接会
 - ※毎年**1月下旬**開催
 - ※令和6年度は、令和7年1月30日（木）に開催予定
 - ※求人募集は令和6年12月頃。

- ・詳細につきましては、後日、区報や区ホームページ等でお知らせいたします（内容は変更となる場合があります。）
- ・全ての事業は**無料**でご参加いただけます。
- ・区内に本社があり、常時使用する従業員の数が300人以下の企業が対象です。

産業情報の発信

- 文京区ホームページ（区HPトップページ⇒産業振興・協働）
- 文京区経済課窓口
- 文京区中小企業サポートブック 年1回発行
- 産業情報紙「ビガー」 年4回発行
- 文京区経済課Facebook 随時情報更新

掲載内容：イベント情報やセミナー情報等を掲載

相談体制

経営・創業・知財相談

東京商工会議所文京支部（シビックセンター地下2階）と連携し、中小企業・小規模事業者の皆様の経営改善など、経営上の様々な課題を相談できる窓口を設けております。

※ 創業相談・知財相談は予約制です。

- ・経営、金融
- ・融資あつせん
- ・創業
- ・知的財産権 など

【受付場所】 東京商工会議所文京支部
(シビックセンター地下2階)

相談体制

文京区中小企業支援員による相談

企業のニーズに合った区の中小企業向け支援施策などの情報提供を行うために、アポイントメントの上、中小企業支援員が区内企業を訪問しております。

- 経営相談（オンライン可）
- 国、都、区の各種補助金のご紹介
- 中小企業向けセミナー・イベントのご案内

どうぞお気軽にお問い合わせください

文京区経済課

文京区春日1-16-21(文京シビックセンター地下2階)

電話:03-5803-1173

FAX:03-5803-1936

E-mail:b-kigyoshien@city.bunkyo.lg.jp

※本資料に掲載の補助金については、別途補助要件が定められていますので、詳しくは経済課までお問い合わせください。